

日本理学療法士学会
利益相反（Conflict of Interest : COI）の開示に関する基準

日本理学療法士学会（以下、「本学会」という）では、本学会に関連する事項について、下記の通り利益相反の開示を求めるものとする。

記

1. 対象

- 1) 本学会および分科学会・部門が主催する学術大会およびそれに類する催しで発表する演題
- 2) 学術誌「理学療法学」または英文誌「Physical Therapy Research」に投稿する論文
- 3) 本学会および分科学会・部門が行う調査研究事業
- 4) 本学会が行う研究助成に申請する研究

2. 申告すべき事項と条件

- 1) 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- 2) 株式の保有については、1企業あたり1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- 3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- 4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）等、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 5) 企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（印税含む）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 6) 企業・組織や団体から提供される研究費については、1つの企業・組織や団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- 7) 企業・組織や団体から提供される奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- 8) 企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組

織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

3. 開示の方法

- 1) 利益相反の開示の対象を所管する機関が定める規程に従うこととする。

以上

2016 年 12 月 4 日、学会運営審議会にて承認

2018 年 7 月 21 日改定